

団体規則に基づくスポーツ仲裁判断の執行

—サッカー競技の国際雇用関係紛争を例に—

杉山 翔一
Field-R法律事務所 弁護士

I はじめに (序)

国をまたいだ商取引の紛争解決に仲裁制度が利用される理由の一つに、仲裁判断の執行が、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という）に基づき可能であることが挙げられている¹。ところが、スポーツ界²においては、ニューヨーク条約に基づかない形で、仲裁地国外において仲裁判断の執行を可能とするための業界団体の規則が整えられている場合があり、これが紛争の実効的な解決に寄与している。この業界団体の規則に基づく仲裁判断の執行には課題もあり、ニューヨーク条約による補完が考えられるが、ニューヨーク条約による仲裁判断の執行についても、各国の法制度やスポーツ業界特有の理由により執行が拒否される場合もあり、ここにも課題が内在している。

そこで、本稿では、スポーツ仲裁制度³という日本でも普及しつつある紛争解決制度の中でも、特にサッカー競技における国際的な雇用関係紛争にかかる紛争解決機関の仲裁判

断の執行を題材とし、スポーツ界において、なぜ、ニューヨーク条約に基づかない形で、仲裁判断の執行が可能となっているのかという法的な仕組みを分析するとともに、その課題を指摘し、当該課題を克服するための考えを示すこととしたい。

以下、Ⅱにおいて、サッカー選手とクラブとの国際的な雇用関係紛争にかかる紛争解決機関の決定や仲裁判断の執行方法について概説し、Ⅲにおいて、その意義や課題、当該課題に関する考察を述べ、Ⅳにおいて結論を述べる。

Ⅱ 国際的な雇用関係紛争にかかる紛争解決機関の決定や仲裁判断の執行方法

1 プロサッカー選手とクラブとの国際的な雇用関係紛争の概要

今日、サッカービジネスは国内外で一つの経済市場を形成しているところ⁴、サッカービジネスの取引の中でも、プロサッカー選手とクラブとの間の選手契約の締結は、典型的な取引である⁵。

¹ 小川和茂「仲裁判断の承認・執行」谷口安平＝鈴木五十三編『国際商事仲裁の法と実務』422-423頁（丸尾雄松堂、2016年）

² ここでいう「スポーツの界」とは、オリンピックスポーツとして国際オリンピック委員会に加盟しているスポーツの業界を主に想定しており、国際競技連盟に所属することなく自らプロスポーツリーグを運営しているプロスポーツリーグにおける業界構造を念頭に置いたものではない。

³ わが国のスポーツ仲裁機関である公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の活動やスポーツ仲裁制度の詳細については、道垣内正人「日本におけるスポーツ仲裁制度の設計」ジュリ1249号2頁以下（2003年）、杉山翔一「日本スポーツ仲裁機構の現在地と今後の課題」仲裁とADR12号43頁（2017年）、山本和彦「スポーツ仲裁の意義、現状と課題」法の支配195号44頁（2019年）。

サッカー競技の国際的な統括団体である Fédération Internationale de Football Association（以下「国際サッカー連盟」という）は、所属する国内協会の異なるプロサッカー選手とクラブとが選手契約を結ぶ場合の契約ルールとして、『Regulation on the Status and Transfer of Players』（以下「選手の地位と移籍に関する規則」という）を定めており、その中にはシーズン中における契約の一方的解除の禁止などが定められている（第16条）⁶。

こうした契約ルールの存在にもかかわらず、サッカー界では、契約期間の途中で正当な理由なくクラブが選手契約を一方的に解除したり⁷、クラブが契約書中に支払義務を負う報酬が期限通りに支払われなかったりする事象が生じている⁸。こうした事象が生じた場合には、プロサッカー選手とクラブとの間に、未払報酬に関する紛争や、正当な理由のない契約の中途解除に伴い選手に生じた損害の賠償に関する紛争、報酬の未払いがあることを正当な理由として選手側から行った契約

の中途解除の有効性に関する紛争などが生じる。これらの紛争を、国際サッカー連盟は、「employment-related disputes between a club and a player of an international dimension」（以下「国際雇用関係紛争」という）と呼称している（選手の地位と移籍に関する規則第22条 b 号）。

2 国際雇用関係紛争の紛争解決手段の概要

サッカー選手が、クラブの報酬未払や正当な理由のない契約解除により国際雇用関係紛争に直面し、当該紛争が任意の交渉では解決されない場合、国際雇用関係紛争の紛争解決手段として、(1)国際サッカー連盟が設置するDRC、(2)スポーツ仲裁裁判所が考えられる。

なお、国際雇用関係紛争の解決手段として、各国裁判所も考えられるが、本稿のテーマとの関係で、検討は差し控える⁹。

(1) DRC及びその手続の概要

国際サッカー連盟は、所属する国内競技連

⁴ ヨーロッパにおけるサッカー市場の規模は284億ユーロ（2017/2018年）であるという文献として、Deloitte UK Sports Business Group, *Annual Review of Football Finance 2019*, <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/uk/Documents/sports-business-group/deloitte-uk-annual-review-of-football-finance-2019.pdf>, (2020.1.10) を参照。わが国のプロサッカーリーグである日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）に所属するクラブ全体の営業収益の合計は2018年度で1200億円を超える規模に至っている。公益社団法人日本プロサッカーリーグ「Jクラブ個別経営情報開示資料（平成30年度）」, https://www.jleague.jp/docs/aboutj/club-h30kaiji_3.pdf, (2020.1.10) を参照。

⁵ 2018年度におけるJリーグ1部のクラブのチーム人件費の総合計の支出の総合計に占める割合は、48.5%と支出のほぼ半分を占めている。前掲注（4）を参照。

⁶ 契約の尊重の原則（第13条）、シーズン中における契約の一方的解除の禁止（第16条）、正当な事由がある場合に契約期間の途中で契約解除ができること（第14条）、正当な事由なく契約が解除された場合には違反当事者が損害賠償義務を負うこと（第17条）などが定められている。国際サッカー連盟, Regulation of Status and Transfer of Players, <https://resources.fifa.com/image/upload/regulations-on-the-status-and-transfer-of-players-2018-2925437.pdf?cloudid=c83ynehmkp62h5vgwg9g>, (2020.1.10)

⁷ 元々お金を払う意思なく選手を獲得するために大きな金額を支払うことを約束したケース、選手のパフォーマンスが期待に反するケース、選手が回復に長期間のかかる大きな怪我を負ったケースなどに、契約の早期解除が行われている。

⁸ プロサッカー選手の国際的な労働組合であるFédération Internationale des Associations de Footballeurs Professionnels (FIFPro) が作成した選手の労働条件に関するレポートによれば、プロサッカー選手に報酬が期限通りに支払われるのは58.70%にすぎないとされている。FIFPro, Working Conditions in Professional Football - 2016 FIFPro Global Market Report, p.8, https://footballmap.fifpro.org/assets/2016_FIFPRO_GLOBAL_EMPLOYMENT_REPORT.pdf, (2020.1.10) .

⁹ 国際サッカー連盟は、費用関係紛争を各国裁判所で解決することを禁止まではしていないが（選手の移籍と地位に関する規則22条柱書）、国内競技連盟の規則中に、当該団体の管轄下で起こる紛争について、裁判所へ訴えることを禁止する規定が含まれていることがある。例えば、Jリーグ規約157条。

2. 団体規則に基づくスポーツ仲裁判断の執行

盟の異なるプロサッカー選手とクラブとの間の国際雇用関係紛争の解決機関として Dispute Resolution Chamber（以下「DRC」という）を組織内部に設けている¹⁰。

DRCの特徴は、国際雇用関係紛争が選手対クラブの対立構造になるという特性を踏まえて、判断者となるDRC Judgeの候補者が、クラブ側から選任された者13名、選手側から選任された者13名、Chair及びDeputy Chairの合計28名で構成されており¹¹、判断にかかわるパネルの構成が、選手側とクラブ側で公平になるように設計されている点である。また、DRCは、判断者であるDRC Judgeにより当事者を拘束する裁断的な決定がなされる「仲裁」的な制度であるが、DRCの手続は、スイスにおける国際仲裁¹²を規律する法典であるスイス国際私法典にいう「仲裁」（スイス国際私法典176条1項）とはみなされておらず、あくまでも競技連盟内部の紛争解決機関と位置付けられている¹³。

DRCの手続規則は、国際サッカー連盟が制定する「Governing the Procedures of the Players' Status Committee and the Dispute Resolution Chamber」（以下「DRC手続規則」という）に定められている¹⁴。DRCの手続は、一般的に、DRCに対する申立書の提出に始まり（DRC手続規則第9条）、DRC Judges

の構成、相手方クラブからの答弁書の提出、主張書面の交換、（必要がある場合）口頭審問の開催（同第10条）、弁論手続の終結の順で進行する。そして、国際雇用関係紛争において申立人の金銭的請求が認容される場合、DRCは、被申立人に対し、履行期限を付した主文を通知する（同第14条及び第19条）。DRCの決定に対しては、(2)で説明するCourt of Arbitration for Sport（以下「スポーツ仲裁裁判所」という）に上訴することが可能であるため、上訴期限までに上訴があった場合は事件がスポーツ仲裁裁判所に係属する。他方、上訴期限を経過した場合は当該決定が確定する。この国際雇用関係紛争に関しては、DRCの手続費用は、無償である。

(2) スポーツ仲裁裁判所及びその手続の概要

スポーツ仲裁裁判所は、国際オリンピック委員会によって1984年に設立された、スポーツに関連する紛争を解決するための仲裁手続等を提供している国際的なスポーツ紛争の解決機関である¹⁵。スポーツ仲裁裁判所の本部は、スイス連邦ローザンヌに置かれている。スポーツ仲裁裁判所の年間仲裁申立件数は、599件（2016年）であり、1986年から2016年までの合計仲裁申立件数は5057件である¹⁶。

スポーツ仲裁裁判所に常設されている仲裁

¹⁰ DRCは、そのほかにも、Training Compensation（トレーニング補償金）やSolidarity Contribution（連帯貢献金）に関する紛争、及び国際移籍証明書の発行に関する紛争を取り扱う（選手の地位と移籍に関する規則第24条第1項）。

¹¹ DRC Judgesの構成については、国際サッカー連盟、Composition of the members of the Dispute Resolution Chamber at <https://resources.fifa.com/image/upload/composition-of-the-members-of-the-dispute-resolution-chamber.pdf?cloudid=pxcl2gjtwx4fdkvrqbrt>, (2020.1.10) を参照。

¹² スイスにおける国際仲裁とは、仲裁地がスイスであり、当事者のいずれか一方又は双方の住所地がスイス国外である場合の仲裁をいう（スイス国際私法典176条1項）。

¹³ CAS 2009/A/1880, FC Sion v. FIFA & Al-Ahly Sporting Club and 2009/A/1881, E. v. FIFA & Al-Ahly Sporting Club, para 50を参照。また、Weger, F., *The Jurisprudence of the FIFA Dispute Resolution Chamber*, 2nd Ed. T.M.C. Asser Press, 2016, p.290を参照。

¹⁴ FIFA, *Governing the Procedures of the Players' Status Committee and the Dispute Resolution Chamber*, <https://resources.fifa.com/image/upload/rules-governing-the-procedures-of-the-players-status-committee-and-the-2925428.pdf?cloudid=we0yfc1stfoxgv29k97v>, (2020.1.10)

¹⁵ CASの設立から現在までの経緯については、Mavromati, D. and Reeb, M., *The Code of the Court of Arbitration for Sport*, Kluwer Law Intl, 2015, pp.1-7.

部には、(1)ある紛争をスポーツ仲裁裁判所の仲裁部に係属させることとする合意に基づき係属した事案を扱う通常仲裁部、(2)競技連盟の決定に対する上訴審である上訴仲裁部などがある¹⁷。通常仲裁部と上訴仲裁部の手続は「Code of Sports-related Arbitration¹⁸」(以下「CAS規程」という)に定められており、いずれの手続も、スイス法上の「仲裁」(スイス民事手続法1条d号又はスイス国際私法典176条1項)と位置付けられている。

国際サッカー連盟は、2002年にスポーツ仲裁裁判所の管轄を認めており、2016年時点で全体の83%(4053件)を占める上訴仲裁部の事案の約7割がサッカー事案とされている¹⁹。このうち57%がContractual Dispute(契約紛争)と分類される類型で²⁰、この中に国際雇用関係紛争も含まれている²¹。

国際雇用関係紛争がスポーツ仲裁裁判所に係属する方法は、二つある。一つは、国際雇用関係紛争の紛争当事者が通常仲裁部で扱うことに合意する場合である(CAS規程R38条)。もう一つは、DRCの理由付き決定に対し、一方当事者が21日以内に上訴し、上訴仲裁部に係属した場合である(選手の地位と移籍に関する規則第24条。CAS規程R47条)。

スポーツ仲裁裁判所の上訴仲裁部に上訴が係属した後は、申立人による上訴趣意書の提出(同R51条)、被申立人による答弁書の提出

(同R55条)、仲裁パネルの構成、(仲裁パネルが認める場合)主張の交換(同R56条)、口頭審問の開催(同R57条)、弁論終結、仲裁判断の通知(同R59)、という順で進行する。CASの仲裁判断は、当事者への通知と同時に確定する(同R59)。

スポーツ仲裁裁判所の仲裁手続は原則有償であり、当事者は利用にあたり、1000フランのCourt Office fee、CASの管理費用、仲裁人報酬などを支払わなければならない(同R64)。

3 決定及び仲裁判断の執行方法

(1) DRCの決定の執行方法

国際雇用関係紛争に関し、上記2(1)のDRCの手続において、申立人がその請求を認容するDRCの決定を得て、これが確定したとしても、被申立人が履行期限までに任意にこれを履行することは少ない。この場合、いかにしてDRC決定を執行するかが問題となる。

この点、国際サッカー連盟は、加盟するクラブや選手に対し、DRCの決定に従う義務を課しており(国際サッカー連盟定款第61条)、さらに加盟するクラブや選手がDRCの決定に従わない場合、当該クラブや選手に対し制裁が課されることを定めている(規律委員会規程第15条第1項柱書²²)。規律委員会規程に定められたクラブに対する制裁には、勝ち点の減点、下位リーグへの降格、移籍ウイ

¹⁶ スポーツ仲裁裁判所, Statistics1986-2016, https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/CAS_statistics_2016_.pdf, (2020.1.10)

¹⁷ 常設の仲裁部には、アンチ・ドーピング規則違反にかかる紛争の管轄を委ねた競技連盟のドーピング紛争を扱うアンチ・ドーピング部がある。そのほか、CAS Mediation Rulesに基づく手続が行われる調停部もある。

¹⁸ スポーツ仲裁裁判所, Code of Sport-related Arbitration (2019 Edition), https://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Code_2019_en_.pdf, (2020.1.10)

¹⁹ Mavromati and Reeb, *supra* note 15, p.402.

²⁰ *Ibid.*

²¹ 上訴仲裁部の事案について、サッカー競技の契約紛争が多いことについては、Lindholm, J., *The Court of Arbitration for Sport and Its Jurisprudence: An Empirical Inquiry into Lex Sportiva*, T.M.C. Asser Press, 2019, pp.48-49.

²² FIFA Disciplinary Code (2019 Edition), <https://resources.fifa.com/image/upload/fifa-disciplinary-code-2019-edition.pdf?cloudid=i8zsk8xws0pyl8uay9i>, (2020.1.10) .

2. 団体規則に基づくスポーツ仲裁判断の執行

ンドー中の選手の獲得の禁止が含まれている(同第15条第1項c号)。

以上の定めから、DRCの決定が履行期限までに履行されない場合、申立人は、これらの規定に基づき、国際サッカー連盟のDisciplinary Committee(以下「規律委員会」という)に対し、DRCの決定を履行しない被申立人に対し、制裁を課すよう求めることができる(同第52条第1項f号)。申立てがあった場合、規律委員会が構成され、規律委員会が制裁についての決定を下す。仮に、規律委員会の制裁が課されたにもかかわらず、DRCの決定が履行されない場合、申立人は、さらに重い制裁を課すように規律委員会に対し、求めることができる。規律委員会に対し(複数回の)制裁を求めていく過程で、クラブは、規律委員会からの制裁を免れるために、DRCの決定により課された義務を履行することとなる²³。

以上のように、国際サッカー連盟の団体規則には、DRCの決定に従う義務と当該義務に違反した場合に制裁が課されることが定められているため、サッカー界においては、団体規則に定められた制裁の威嚇によって、DRCの決定を執行させることができる。

(2) スポーツ仲裁裁判所の仲裁判断の執行方法

同様に、スポーツ仲裁裁判所の仲裁判断を得た場合でも、当事者が任意に履行しない場合、どのようにして、スポーツ仲裁裁判所の仲裁判断を執行するかが問題になる。

この点、すなわち、国際サッカー連盟は、

加盟するクラブや選手に対し、スポーツ仲裁裁判所の仲裁判断に従う義務を課している(国際サッカー連盟定款59条)。そして、国際サッカー連盟は、上記(1)と同様に、加盟するクラブや選手がスポーツ仲裁裁判所の仲裁判断に従わない場合、当該クラブや選手に対し、制裁が課されることを定めている(規律委員会規程第15条第1項柱書)。したがって、一方当事者がスポーツ仲裁裁判所の仲裁判断に従わない場合、規律委員会に対し(複数回の)制裁を求めることができ、被申立人は、規律委員会からの制裁を免れるために、仲裁判断により課された義務が履行されることとなる。なお、スイス連邦はニューヨーク条約の批准国であるため、スポーツ仲裁裁判所の仲裁判断が任意の履行されない場合は、ニューヨーク条約により、これを執行することも可能である²⁴。

以上のとおり、スポーツ仲裁裁判所の仲裁判断についても、ニューヨーク条約による執行に加えて、国際サッカー連盟の団体規則に定める制裁の威嚇によって、執行させることができる。上記(1)と併せ、この国際サッカー連盟の団体規則の仕組みが、サッカー界において、ニューヨーク条約に頼らずに決定や仲裁判断の執行を可能にしているのである。

III 団体規則に基づく執行の意義と課題

1 団体規則に基づく執行の意義

上記IIで述べたとおり、サッカー界では、国際雇用関係紛争に関し、国際サッカー連盟

²³ 複数回の制裁を求めることで、DRCの決定が履行された例として、松田隆「日本人選手、海外サッカークラブ「給与未払い」の壁を突破…FIFAへ提訴して勝利」, https://www.bengo4.com/c_16/n_7242/ (2020.1.10)。

²⁴ 選手のクラブに対する約17millionユーロの損害賠償義務を認めたスポーツ仲裁裁判所の仲裁判断の執行を米国・フロリダ州の裁判所が認めた事例として、Chelsea Football Club Limited v. Adrian Mutu, District Court, Southern District of Florida, Miami Division, 13 February 2012, Case Number: 10-24028-CIVMORENO

が定める規則に基づく制裁による威嚇により、DRCの決定やスポーツ仲裁裁判所の仲裁判断の執行が実現されている。その長所としては、①地理的範囲の広さと②執行の簡易さを挙げることができる。

(1) 地理的範囲の広さ

現在、国際サッカー連盟に加盟する国内協会の数は211であり²⁵、国際サッカー連盟の団体規則は211の国内協会、及びそれに加盟するクラブ、選手にまで及んでいる。したがって、国際雇用関係紛争が、この211の国のいずれかにまたがるクラブと選手との間で生じた場合でも、国際サッカー連盟の団体規則による執行の制度を活用することができる。ニューヨーク条約の批准国が現在160か国程度であることから、国際サッカー連盟の団体規則に基づく執行の制度は、ニューヨーク条約がカバーしていない国においても、決定や仲裁判断の執行を行うことができる点で、執行の地域的範囲が広いといえる。

(2) 執行の簡易さ

ニューヨーク条約に基づき各国裁判所において外国仲裁判断を執行する場合、当該手続の代理人は、当該裁判所における活動資格を有している必要があり、必ずしも仲裁手続の代理人が、手続を行えるとは限らない。これに対し、国際サッカー連盟の規律委員会に対する申立てを行う場合は、代理人の活動資格の問題は生じず、引き続きDRCやスポーツ仲裁裁判所の手続代理人が、規律委員会に対し、書面を提出することで、規律委員会の手続を進めることができる点で、執行が簡易で

あるといえる。

以上のとおり、団体規則に基づく決定やスポーツ仲裁判断の執行は、執行の地域的範囲が広く、かつ、簡易に執行ができる点に長所があると考えられる。

2 課題と考察① 執行までの期間

(1) 課題

団体規則による執行の制度には、課題もある。第一に、現実の執行までに長期の期間がかかることである。

上記Ⅱ 2 及び 3 で述べた通り、国際サッカー連盟の団体規則に基づく執行は、まずDRCへ申立てをして決定をもらい、これに当事者が従わない場合に規律委員会へ申立てをして制裁を実施する、というプロセスを経ることを前提としている。すなわち、現実の執行に至るまで、DRCの手続と規律委員会の手続という2つの手続を経なければならない。

さらに、規律委員会による制裁にかかる決定を得るには一定の時間が必要である²⁶。例えば、最初に決定される「勝ち点の減点」(規律委員会規程第15条c号)だけでは威嚇効果として十分でなく、再度、規律委員会に対し制裁を求めなければならない場合もあり、繰り返しの申立てにより時間がかかることになる。

加えて、DRCの決定に対してはスポーツ仲裁裁判所への上訴が可能であり(選手の地位と移籍に関する規則第24条第2項)、規律委員会の決定に対してもスポーツ仲裁裁判所への上訴が可能であるため(規律委員会規程

²⁵ 国際サッカー連盟, Associations and confederations, <https://www.fifa.com/associations/>, (2020.1.10)

²⁶ DRCへの申立てをしてから、規律委員会への申立てを行い、最終的にクラブが義務を履行するまで、3～5年程度かかる事例もある。

2. 団体規則に基づくスポーツ仲裁判断の執行

第49条)、解決までに複数の判断が必要になる可能性もある。

以上のような二つの手続を前提とするシステムの下で、威嚇効果の高い制裁を得るまでに期間がかかり、上訴審の対応もケースによっては必要になるため、DRCで満足的な決定を得ても、制裁の履行を待つ過程で、クラブが破産するなどして、DRCの決定の履行が事実上不可能となってしまうという弊害も生じており、これが国際サッカー連盟の団体規則に基づく執行の課題といえる。

(2) 解決方法

上記(1)で述べた紛争が長期化することにより執行が妨げられるという課題に対しては、第一に、紛争解決手続を迅速化することによる対策が考えられる。

この点、国際サッカー連盟は、2015年にはDRCの手続を迅速化する手続として、未払報酬にかかる紛争を、簡易な迅速な手続で扱う手続を新たに創設した(選手の地位と移籍に関する規則第12bis条)²⁷。この手続の申立てから決定までの平均期間は2か月とされており²⁸、迅速に決定を得ることが可能になっている。但し、この手続は、未払報酬にかかる紛争には利用できても、当事者の一方的な契約解除に基づく損害賠償請求にかかる紛争には利用できないため、利用対象となる紛争が限られている点に限界がある。

第二に、DRCと規律委員会という2段階の手続を、1段階の手続とすることも迅速化

のための有効な手段である。この点、国際サッカー連盟は、2018年、DRCが金銭の支払義務を命じる決定に限り、当該決定を出す段階で、これに従わない場合の制裁を決定の中で定めることのできる手続を創設した(選手の地位と移籍に関する規則第24bis条)²⁹。これにより、DRCの勝訴当事者は、規律委員会に制裁を申し立てるというルート以外にも、DRCの決定に従わない当事者に対し、制裁(この制裁は、支払いが行われれば解除される)を求められるようになった。

第三に、国際サッカー連盟において、DRCの制度を改め又は新たな紛争解決制度を創設して、当該制度に、仲裁として適格な手続を付与し、スイス国際私法典第12章の「国際仲裁」(同法典176条)と位置付け一審制とすることによって、上訴による紛争解決期間の長期化という弊害を防止することが考えられる。この点、同じ国際競技連盟でも、バスケットボール競技の国際競技連盟であるInternational Basketball Federation(以下「国際バスケットボール連盟」という)が設置する雇用関係紛争の仲裁機関「Basketball Arbitral Tribunal」(以下「BAT」という)は、スイス国際私法典にいう「仲裁」(スイス国際私法典第176条第1項)と位置付けられており(FIBA BAT Arbitration Rules 第2.2項)、スポーツ仲裁裁判所への上訴を前提としない一審制のシステムである³⁰。但し、国際サッカー連盟内の国際雇用関係紛争にかかる紛争解決制度を仲裁手続とする場合は、その手続がスイス国

²⁷ Shoichi SUGIYAMA, "FIFA's New RSTP Article 12bis/Circular 1468", *Football Legal* #3, (2015) pp. 99-100.

²⁸ Weger, D. and Dochy, T., "Overdue payables in action: FIFA jurisprudence on the 12bis procedure", *Football Legal* #10 (2018), pp. 178-189.

²⁹ FIFA Circular letter no.1686, <https://resources.fifa.com/image/upload/1686-art-24bis-of-the-regulations-on-the-status-and-transfer-of-players-executio.pdf?cloudid=ayll8gaajfgg22dh4gih>, (2020.01.10)

³⁰ Hasler, E., "The Basketball Arbitral Tribunal - An Overview of its Process and Decisions", *Yearbook of International Sports Arbitration 2015*, TMC Asser Press (2016), pp. 111-152, Hasler E., "The Basketball Arbitral Tribunal's 2017 Rules", *Yearbook of International Sports Arbitration 2016*, TMC Asser Press (2017), pp. 101-111.

際私法典第12章に従わなければならないことになり、手続がより厳格化し、これに伴い当事者に手続費用の負担が生じるなど、DRCの簡易・無償性という長所が失われる可能性がある。

以上のとおり、長期化という課題に対しては、既に国際サッカー連盟が一定の取り組みを始めているが、簡易迅速さと執行可能性を考慮に入れた上で、一審制のシステムにすることも検討に値すると思われる。

3 課題と解決② 団体の加盟当事者ではなくなった場合

(1) 課題

第二の課題は、国際サッカー連盟の定める規則による制裁が威嚇効果として働かない場合には、国際サッカー連盟の定める規則に基づく執行を効果的に行うことはできない、という点である。いかなる場合に制裁が威嚇効果として働かないかといえ、クラブが国内協会への加盟当事者ではなくなっている場合や選手が引退して国内協会の加盟当事者ではなくなっているなど、いわば当事者が業界関係者ではなくなった場合、である。

例えば、クラブが国内協会の加盟当事者ではなくなっている場合、国際サッカー連盟が当該クラブに対する勝ち点の減点や下位リーグへの降格を課すことは、そもそも不可能であり、実務上も、このような場合に規律委員会は制裁を現実に課さずに事案を終了している。このようなケースでは、団体規則に基づく制裁による威嚇効果がないので、当該クラブがDRCの決定を履行する動機は生まれな

い。加えて、上記Ⅱ 2 及び 3 で述べたとおり、DRCの決定については、ニューヨーク

条約に基づいて執行することはできず³¹、規律委員会の制裁による威嚇効果がない場合は、DRCの決定を執行させることは難しくなってしまう。

以上のように、当事者が国際サッカー連盟の加盟当事者ではなくなり、規律委員会による制裁による威嚇効果が働かない場合に執行可能性がなくなる点も、DRCの決定の団体規則に基づく制裁を通じた執行方法の課題といえる。

(2) 考察

当該クラブないし個人が、国際サッカー連盟の関係者ではなくなっている場合に、団体規則に基づく執行できないことは、団体規則の枠組みに基づく執行に内在する限界であり、この限界が存在すること自体はやむを得ないといえる。

他方で、上記 2 (2)でも述べたとおり、当該紛争解決機関の決定が、スイスを仲裁地とする仲裁機関の仲裁判断であるとすれば、ニューヨーク条約による執行が可能となる。この点、国際バスケットボール連盟のBATの決定は、仲裁判断であるため、団体規則に基づく執行が難しい場合には、ニューヨーク条約に基づき仲裁判断を執行することが可能である。同様に、DRCを仲裁手続とすれば、団体の加盟当事者でなくなった者に対しても、ニューヨーク条約による執行が可能となる。このように、DRCを仲裁手続とすることは、団体の加盟当事者でなくなった者に対する執行を行う上でも有効な手段と考えられる。

³¹ Weger, *supra* note 13, p.102.

4 課題と解決③ 各国の法制度や公序に関連する問題

(1) 課題

団体の加盟当事者でなくなった者に対するニューヨーク条約による執行を考える場合に、当該加盟当事者ではない者が所在する国の法制度の違いが、執行に影響を与えないか。これは、ニューヨーク条約において、「紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること」（同条約第5条第2項a号）、「判断の承認及び執行がその国の公の秩序に反すること」（同項b号）といった裁量的な承認拒否事由が定められているところ、プロサッカー選手とクラブとの間の国際雇用関係紛争にかかるスポーツ仲裁裁判所の仲裁判断について、国内裁判所において、ニューヨーク条約に基づく執行が求められる場合にも、商事の仲裁判断と同様に、これらの条項に基づき、その執行が争われる可能性がある、という問題である³²。

実際にも、スポーツ仲裁裁判所が選手のクラブに対する損害賠償義務を認めた仲裁判断に関連して、クラブが、国内裁判所において、選手に対し、ニューヨーク条約に基づくスポーツ仲裁裁判所の仲裁判断の執行を求めた場合において、執行拒否が争われた事例がある³³。

この点は、商事仲裁の仲裁判断と同様に、スポーツ仲裁判断をニューヨーク条約に基づき、執行する場合の問題として頭に入れておく必要がある。

(2) 考察①—ニューヨーク条約第5条第2項a号に関連する問題

各国の仲裁法制は様々であるところ、紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであることは、承認・執行の裁量的拒否事由である（ニューヨーク条約第5条第2項a号）。よって、サッカー選手とクラブとの間の国際雇用関係紛争が、執行地国において仲裁による解決が不可能なものである場合は、スポーツ仲裁裁判所の仲裁判断の執行が拒否される可能性がある。

例えば、わが国の仲裁法は、将来において生ずる個別労働関係紛争³⁴を対象とする仲裁合意を無効とする規定を置いているところ（仲裁法附則第4条）、プロサッカー選手とクラブとの間の国際雇用関係紛争が個別労働関係紛争と解されてしまうと、裁量的執行拒否事由にあたる可能性がある。この点、国際的にはプロサッカー選手は、労働契約を締結している者が多く、事業者（Self-EmployedまたはCivil Contractを締結している者）は少ない³⁵。とすると、仮にクラブと選手が労働契約を結んでいる場合、国際雇用関係紛争は、一見、ここでいう個別労働関係紛争とも思われる。

しかし、ニューヨーク条約第5条第2項a号にいう「紛争の対象である事項」の性質については、文言上、「その国」すなわち執行地である日本国の法律により判断されると解すべきである。この点、日本のプロサッカー選手の法的地位は、労働組合法上の労働者と

³² 承認・執行拒否事由については、小島武司=猪股孝史「仲裁法」652頁（日本評論社、2014年）。

³³ その他に、ロシア連邦の裁判所が、スポーツ仲裁裁判所の手続が公平でないことから、仲裁判断の執行が拒否されたとの報道がある、The Associated Press, *Russian court says bobsledder can keep Olympic titles*, <https://apnews.com/8d30ba4d3ea64598a4d0968686dfc432>, (2020.1.10)。

³⁴ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条に規定する個別労働関係紛争をいい、労働関係に属しない事項や集団的な労働関係は除かれる。近藤昌昭ほか「仲裁法コンメンタール」312-313頁（商事法務、2003年）。

³⁵ 雇用契約の選手は84%、Self-Employed又はCivil Contractの選手は9%、不明7%である。前掲注（8）pp.36-39を参照。

は解されているものの³⁶、労働基準法ないし労働契約法上の「労働者」とは扱われていない³⁷。したがって、仮に、仲裁地国やある当事者の国の法律により、労働契約が結ばれている場合でも、わが国の法律の下においては、国際雇用関係紛争は、労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争ではないため、個別労働関係紛争にはあたらないと解される。以上から、国際雇用関係紛争にかかる仲裁合意は、わが国においては、仲裁法附則4条により無効とされる仲裁合意にはあらず、国際雇用関係紛争にかかる仲裁判断の執行が、ニューヨーク条約第5条第2項a号に基づき拒否されることはないものと考えられる。

日本以外の国の法制度が、国際雇用関係紛争にかかる仲裁合意を、無効とする規定を置いているかについては検討できていないが、ニューヨーク条約による執行を考える場合には、このような各国の法制度の違いに留意する必要がある。

(3) 考察②—ニューヨーク条約第5条第2項b号に基づく課題

国内裁判所において、スポーツ仲裁裁判所の仲裁判断の執行が求められる場合、スポーツ仲裁裁判所の仲裁判断が「公序」（ニュー

ヨーク条約第5条第2項b号）に反することを理由に、その執行が争われる可能性がある³⁸。

「公序」違反を理由に、仲裁判断の承認・執行が争われることは商事取引でも起こりうると思われるが、スポーツ特有の事項により仲裁判断の承認・執行が問題になった事例として、次の事例がある。その事例とは、競技者がドイツの国内裁判所において、競技団体に対し、過去に仲裁判断で争われた事項に関連する損害賠償請求訴訟を提起したために、当該仲裁判断の承認拒否が問題となった事例である³⁹。ドイツミュンヘン高等裁判所は、事件当時のCAS規程によれば、仲裁人候補者の3/5以上が競技団体から選ばれる等の定めがあったことから、競技団体が競技者に対しスポーツ仲裁裁判所を管轄とする仲裁合意に同意させることはドイツ独占禁止法が禁止する市場支配的地位の濫用（ドイツ独占禁止法第19条第4項第2号）に該当し違法であるため、スポーツ仲裁裁判所の仲裁判断を承認することが執行地国であるドイツの「公序」に反するとして、仲裁判断の承認を拒否した（以下「ミュンヘン高裁事例」という）⁴⁰。

ミュンヘン高裁事例は、後にドイツ連邦最高裁判所で破棄されたものの、スポーツ仲裁裁判所は上記ミュンヘン高裁事例の係属中から仲裁人候補者に選ばれる者の選任方法に関

³⁶ 日本国籍の男子プロサッカー選手が主に加盟する日本プロサッカー選手会は、2011年に東京都労働委員会により、労働組合としての認定を受けており、わが国のプロサッカー選手は、少なくとも労働組合法上の労働者として扱われている。松本泰介「特集 プロスポーツ選手の労働者性を考える プロサッカー選手も「使用従属関係」あり」『先見労務管理』49巻2頁（労働調査会、2011年）を参照。

³⁷ わが国のプロスポーツ選手の法的地位については、川井圭司「プロスポーツ選手の法的地位」（成文堂、2003年）、日本労働法学会「労働契約法／労働訴訟／プロスポーツと労働法」108号（法律文化社、2006年）、川井圭司「アスリートの組織化——選手会をめぐる世界的動向と日本の課題」日本労働研究雑誌59巻11号（2017年）。

³⁸ 小島=猪股・前掲注（34）652頁、小川・前掲注（1）440頁。

³⁹ OLG München, U 1110/14 Kart. <https://openjur.de/u/756385.html>, (2020.01.10)を参照。同事案の非公式の英語翻訳は、Duval, A., The Pechstein Ruling of the OLG München (English Translation), http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2561297, (2020.1.10)。

⁴⁰ 小川和茂=杉山翔一「ベヒシュティン中間判決がスポーツ仲裁の実務に及ぼす影響」公益社団法人日本仲裁人協会編「仲裁・ADRフォーラムvol 5」90頁（信山社、2016年）。

2. 団体規則に基づくスポーツ仲裁判断の執行

する規定を改正するなどしており（CAS規程第S14条）⁴¹、同事例は、スポーツ界に大きな衝撃を与えた事件となった。

このように、スポーツ界における紛争の多くが、競技者対競技団体、選手対クラブといった対立構造にあるため、仲裁人が競技者側か、競技団体（クラブ）側かというスポーツ界特有の事情から仲裁人の独立性・中立性や「公序」違反が問題となる可能性がある。この点も、スポーツ仲裁判断のニューヨーク条約による執行を考える場合には、留意する必要がある点といえる。

IV 結論

本稿では、サッカー競技の国際雇用関係紛争を例として取り上げ、スポーツ界において、ニューヨーク条約に基づかずに、団体規則に基づき、紛争解決機関の決定や仲裁判断の執行が、国家をまたいで行われている法的仕組みを分析し、その課題を検討した。

まず、サッカー競技の国際雇用関係紛争に関し、国際サッカー連盟は、DRCという紛争解決機関を設けており、当該機関の決定が、国際サッカー連盟の団体規則に基づく制裁による威嚇効果によって、執行される法的仕組みがあることが明らかになった。DRCの手続は、スイス法上の仲裁とはみなされていないため、ここでいう決定の執行は、「仲裁判断」の執行とは言えないが、スポーツ界における団体規則に基づく決定の実務を明らかにする上で、分かりやすい研究対象であるため、本稿にて取り上げた。

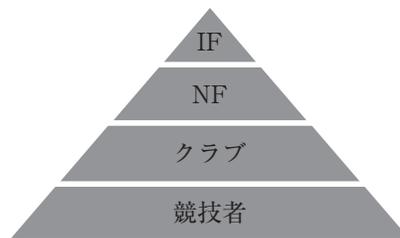
次に、サッカー競技の国際雇用関係紛争に関し、スポーツ仲裁裁判所の仲裁判断も、国

際サッカー連盟の団体規則に基づく制裁による威嚇効果によって、執行される法的仕組みがあることが明らかになった。仲裁判断が、ニューヨーク条約に頼らない形でも執行できることは、当事者の選択肢を増やし、紛争の実質的解決につながる点で好ましいといえる。

サッカー界において、このような紛争解決機関の決定や仲裁判断の執行が可能となっているのは、当該国際雇用関係紛争の当事者となるクラブや個人が、国際サッカー連盟の規則に同意した上で、サッカー競技に参加しているため、国際競技団体と加盟団体、個人との間に契約関係が存在しているからである。サッカー界には、国際サッカー連盟が、サッカー競技を独占的に統括し、これに各国の協会が連なり、クラブや選手がサッカー界で活動しようとする場合は、国際サッカー連盟の傘下の団体に必ず加盟しなければならない、というピラミッド型構造があるため、このような執行が可能となっているのである。このような私的な単一の団体である国際競技連盟（International Federations: IF）が特定のスポーツを独占的に統括し、これに国内競技連盟（National Federations: NF）、クラブ、競技者が加盟している、というピラミッド型構造（図1）は、他のスポーツにも当てはまるため、サッカー以外の競技においても、同様の法的仕組みを整えることは可能である。他のスポーツにおける法的仕組みの有無については、まだ研究が及んでいないが、この点は今後の研究課題としたい。

他方、本稿により、団体規則に基づく仲裁判断の執行の課題も明らかになった。複数の制度を経ることで、制裁を課すまで長期間か

⁴¹ CASの仲裁パネルの独立性・中立性を高めるための規則改正については、小川=杉山・前掲注（40）脚注28。

図1 スポーツ界のピラミッド型業界構造⁴²

かってしまった場合は、紛争の実質的な解決につながらないため、国際サッカー連盟は、既に一部の手当てをしているものの、業界内の取引を適正化するために、引き続き有効な紛争解決制度の検討を続けるべきと考える。

また、当事者が、業界のピラミッド型構造から離脱した場合に、執行力を及ぼせないという課題は、団体規則に基づく決定や仲裁判断の執行が、業界のピラミッド型構造を前提としている以上、当然に存在する限界である。こうした場合に、紛争解決機関の決定を、国をまたいで執行するためにはニューヨーク条約の活用が考えられるが、ニューヨーク条約を適用するためには、当然のことながら当該紛争解決の決定が「仲裁判断」である必要がある。DRCとBATの比較により、紛争解決の決定が「仲裁判断」であることの長所は明らかになったが、紛争解決手続を仲裁手続とすることで、団体内紛争解決機関の迅速・簡易性という長所が失われる可能性もある。国際競技団体には、こうした執行可能性と、紛争解決の迅速性・簡易性といういずれの要素も考慮した上で、紛争解決機関を設計することが求められるといえる。

さらに、本稿では、スポーツ仲裁判断のニューヨーク条約に基づく執行に関しては、

各国の法制度の相違や執行地国の「公序」違反を理由とする承認・執行の拒否という課題にも言及した。スポーツ界の多くの紛争が、競技者対競技団体、選手対クラブという対立構造の下で起こるため、前述のとおり、仲裁人が競技者、競技団体とどのような関係にあるかというスポーツ特有の事情による仲裁人の独立性・中立性の問題は、非常に興味深い問題であるが、この点については、未だ深い考察には至っていないため、今後の研究課題としたい。

最後に、本稿が、スポーツ紛争の解決にかかる実務と理論的問題に関する一つの問題提起となり、今後の研究の契機となれば幸いである。

⁴² 同様のスポーツ界の業界構造の概念図については、Valloni, L. W and Pachmann, T., *Sports Law in Switzerland*, 3rd ed., Kluwer Law International, 2018, p.23.

杉山報告コメント

久保田 隆
早稲田大学法学学術院 教授

I はじめに

本論文は、スポーツ法を専門とする気鋭の若手弁護士による論稿で、2019年春に国際商取引学会で報告された後、質疑応答や査読プロセス等を経て洗練度を高めたものである。「スポーツ界において、なぜ、ニューヨーク条約に基づかない形で、仲裁判断の執行が可能となっているのか」という法的な仕組みを分析するとともに、その課題を指摘し、当該課題を克服するための考えを示すこと」を目的とし、その結論は論文末尾に明快に整理されており、概ね妥当な立論と高く評価できる。以下、若干のコメントを付することとしたい。

II コメント

学会報告時には、本論文の内容に加えて、プロ・サッカーのクラブチームと選手との間で生じる雇用紛争の現状と課題についてより幅広い議論が行われ、①選手は労働者か事業者か、②国際サッカー連盟（FIFA）を頂点とする「ピラミッド型業界構造」という自律秩序の正当性、の2点が主要論点となった。そこで、その議論を紹介し、本論文の更なる深掘りを検討する。

1 労働者か事業者か

まず、サッカー選手は労働者か事業者か。日本を含め、サッカー選手を労働者扱いではなく事業者扱いする国が6割を占めるため、選手の雇用に関する権利確保が不十分な場合も散見される。では、労働者扱いした方が良いのだろうか。仮に日本の仲裁法附則4条にいう「個別労働関係紛争」に該当する労働者扱いを認めた場合、将来の労働紛争については都道府県労働局長の指導・助言や紛争調整委員会による斡旋が介在し、仲裁合意が無効となるので、ニューヨーク条約による保護が受けられなくなる。すなわち、ニューヨーク条約第5条第2項a号（紛争対象事項）に基づいてスポーツ仲裁裁判所（CAS）仲裁判断の承認・執行を拒否し得る可能性がある。この点、本論文7(2)は、「国際雇用関係紛争にかかる仲裁合意は、わが国においては、仲裁法附則4条により無効とされる仲裁合意にはあらず、国際雇用関係紛争にかかる仲裁判断の執行が、ニューヨーク条約第5条第2項a号に基づき拒否されることはない」として事業者と解している。

では、サッカー選手を事業者と捉えた場合、クラブチームと選手が、①対等な交渉力を持つ当事者間か、②交渉力に差がある当事者間か、で実質的な選手の権利保護が異なるため、この点を法的に勘案すべきか否か。本論文で指摘した3つの課題からは漏れたが、更なる検討の余地はあろう。一部のスター選手を除

けば、一般にクラブチームと選手の間交渉力には多大な差があるが、Jリーグ規約157条で、附合契約により選手が「裁判を受ける権利」を一律に剥奪している点を如何に評価するか。仮に、選手の裁判を受ける権利を剥奪して導いた仲裁判断は、一般に裁判よりも選手側に不利に機能していた場合、一律に肯定評価し得るか否か。筆者の将来の検討に期待したい。

2 「ピラミッド型業界構造」の正当性

各国のサッカーは、スイス法人FIFAの強い管理下にあり、FIFA Dispute Resolution Chamber (DRC) が紛争解決に当たり、国内裁判所への提訴も禁止されている場合がある。また、上訴機関としてCASがあるので、DRCの決定はニューヨーク条約の対象にはならず、任意履行の割合も大変低い。さらに、CASの決定についてもニューヨーク条約に基づく執行がなされたケースは限られる。他方、FIFA自身の制裁メカニズムも存在するが、時間がかかる等の課題があり、現在は改善に向けた取組みがなされてはいるものの、様々な課題が残る。すると、筆者が本論文で示したような、こうした仲裁制度を維持・改善する方向性もさることながら、選手にとっては「裁判を受ける権利」を認めてあげる方が建設的ではないか。特に、ドイツではCAS仲裁判断の執行を拒否する一方で、妨訴抗弁で訴訟も妨げられる事例が出ており、直截に「裁判を受ける権利の剥奪」を無効化するのが選手保護に繋がるような気もする。